



長野県告示第409号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 起業者の名称
木曽町
- 2 事業の種類
木曽町立木曽ひよし診療所移転新築事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野県木曽郡木曽町日義地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

木曽町立木曽ひよし診療所移転新築事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第24号に掲げる地方公共団体が設置する診療所に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である木曽町は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益
木曽町立木曽ひよし診療所（以下「ひよし診療所」という。）は、木曽町日義地域における唯一の一次医療を担う常設診療所である。
ひよし診療所の建物は、昭和49年に建設され、平成4年に一部を改築しているものの、建築から42年が経過し、屋根の一部から雨漏りがするなど、老朽化が進んでいる。
また、待合室が狭いこと、トイレが男女別のない1か所のみで狭いこと、診察・処置室は間仕切りがなく、待合室とも近接しているため、受診者のプライバシーが守れないとんど、医療施設としての利便性が悪く、受診者に非常に不便を来している。
さらに、県道から離れた裏通りである町道に狭い間口で接した不整形な土地に立地しているため、駐車場が狭いこと、大型の検診車が進入できることなどの課題も生じている。
本件事業は、上記の課題に対応するため、新たに適正な規模の用地を確保して、ひよし診療所を移転新築するものである。

本件事業の施行により、以下の効果が得られる。

(7) 手狭であった待合室が広くなるとともに、男女別のトイレ、受診者のプライバシーに配慮した診察室、処置室等が確保されることから、受診者にとって快適な診療環境が整備される。

(イ) 本件事業に係る起業地（以下「起業地」という。）は、県道に沿って間口が広く接したほぼ整形の土地であることから、受診者の駐車台数を増加させることができるとともに、大型検診車の進入も可能となり、受診者の利便性の向上や検診事業の充実が図られる。

(ウ) 木曽町日義地域における健康増進が図られることから、第1次木曽町総合計画後期基本計画に掲げる主体的な健康づくりの推進、成人保健の充実及び地域医療体制の充実に向けての効果が期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

起業地は、従前からの宅地であり、完成施設の規模も平屋建の比較的小規模なものであることから、近接住民の生活環境への影響は少ないと考えられる。

また、起業地の南東側には農地が所在するものの、起業地とは土蔵が連なる宅地を挟んで10メートル程度離れていることから、完成施設による日照等への影響は少ないと考えられる。

なお、起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地については、受診者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された4つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、ひよし診療所は、施設と立地の面で課題を抱えており、受診者の利便性の向上、高齢化の進む木曽町日義地域における一次医療の確保と健康増進を図るために、これらの課題を早期に解決する必要がある。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

木曽町役場日義支所総務住民課

地域振興課

長野県告示第410号

平成28年3月31日専決処分した平成27年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

平成27年度長野県一般会計補正予算(第7号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	223,141,856	3,133,181	226,275,037
2 地方消費税清算金	83,634,668	1,743,364	85,378,032
3 地 方 譲 与 税	39,559,001	101,362	39,660,363
5 地 方 交 付 税	206,631,662	3,924,908	210,556,570
6 交通安全対策特別交付金	820,000	△ 68,351	751,649
7 分担金及び負担金	4,037,968	△ 24,710	4,013,258
9 国 庫 支 出 金	100,022,350	11,996	100,034,346
10 財 産 収 入	1,908,954	121,325	2,030,279
12 繰 入 金	14,060,204	△ 3,200,000	10,860,204
14 諸 収 入	51,356,819	357,511	51,714,330
15 県 債 債	102,729,000	△ 6,531,000	96,198,000
歳 入 合 計	848,009,822	△ 430,414	847,579,408

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	35,954,439	486,583	36,441,022
5 労 働 費	5,164,817	△ 3,140	5,161,677
7 農 林 水 産 業 費	40,239,228	△ 47,180	40,192,048
9 土 木 費	100,653,918	290,239	100,944,157
10 警 察 費	43,108,013	△ 152,940	42,955,073
11 教 育 費	200,653,843	△ 983,724	199,670,119
12 災 害 復 旧 費	4,824,648	△ 20,252	4,804,396
歳 出 合 計	848,009,822	△ 430,414	847,579,408

2 地方債補正

並行在来線整備事業費ほか17件 限度額 △ 6,531,000 千円

平成27年度長野県林業改善資金特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
2 業 務 勘 定 収 入	1,239	33	1,272
歳 入 合 計	75,057	33	75,090

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 林 業 改 善 資 金	63,057	33	63,090
歳 出 合 計	75,057	33	75,090

財政課

長野県告示第411号

平成28年7月1日成立した平成28年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

平成28年度長野県一般会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金	106,305,648	115,295	106,420,943

11 寄付金	395,125	700	395,825
12 繰入金	19,377,219	9,001	19,386,220
13 繰越金	1	1,286,291	1,286,292
14 諸収入	75,387,058	693,965	76,081,023
歳入合計	875,691,785	2,105,252	877,797,037
(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	37,027,733	71,583	37,099,316
3 民生費	121,604,036	36,758	121,640,794
4 衛生費	23,449,768	18,888	23,468,656
5 労働費	2,609,280	47,055	2,656,335
6 環境費	3,685,398	10,246	3,695,644
7 農林水産業費	44,540,267	1,789,967	46,330,234
10 警察費	44,425,474	11,657	44,437,131
11 教育費	205,282,356	119,098	205,401,454
歳出合計	875,691,785	2,105,252	877,797,037

2 債務負担行為補正

県立武道館建設事業

限度額

120,679 千円

財政課

長野県告示第412号

長野県産科研修医研修資金貸与規程を次のとおり定めます。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

(趣旨)

第1条 この規程は、県内における産科の医師の確保を図るため、将来県内の公立病院、公的病院等の医師として勤務しようとする者に対し、予算の範囲内で産科研修医研修資金（以下「研修資金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「指定医療機関」とは、次に掲げる県内の医療機関であって、知事が指定するものをいう。

- (1) 地方独立行政法人長野県立病院機構、市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合、日本赤十字社又は長野県厚生農業協同組合連合会が設置した病院
- (2) 知事が必要と認める医師の産科に係る専門性に関する研修（以下「専門研修」という。）を行う病院（3年を限度として専門研修を受ける場合に限る。）
- (3) その他知事が特に必要と認める医療機関

(貸与対象者)

第3条 研修資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、将来、指定医療機関において分べんを取り扱う産科の医師として勤務しようとする者とする。

- (1) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）のうち、将来産科医になることを希望する者を対象とした研修プログラム（「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）第2の5(1)ア(カ)に規定する研修プログラムをいう。）であって知事が適当と認めるもの以外のものを受けれる者
- (2) 専門研修を受ける者（3年を限度として専門研修を受ける場合に限る。）

(研修資金の額)

第4条 研修資金の貸与の額は、月額20万円とする。

(貸与の期間)

第5条 研修資金の貸与の期間は、臨床研修又は専門研修（以下「貸与に係る研修」という。）を開始した日の属する月から貸与に係る研修を修了した日の属する月までとする。ただし、貸与に係る研修を開始した年度の翌年度以降に貸与を決定された場合は、貸与が決定された日の属する年度の4月から貸与に係る研修を修了した日の属する月までとする。

(貸与の申請)

第6条 研修資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野県産科研修医研修資金貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 医師免許証又は医籍の登録済証明書の写し
- (2) 健康診断書
- (3) 貸与に係る研修先の病院の開設者又は管理者の推薦書（様式第2号）

- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類
(連帯保証人)

第7条 申請者は、連帯保証人1名を立て、申請書にその署名を得なければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

(貸与の決定)

第8条 知事は、申請書を受理したときは、審査をし、適當と認めるときは、研修資金の貸与を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸与を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、速やかに誓約書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(研修資金の交付)

第10条 研修資金は、第8条第2項の規定による通知を受けた者の請求により毎年5月、7月、10月及び1月に当該四半期に係る分を本人に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、当該交付に係る年度分に限り2以上の四半期に係る分をあわせて交付することがある。

2 前項の規定による請求は、毎年、長野県産科研修医研修資金交付請求書（様式第4号）を知事に提出して行うものとする。

(健康診断書の提出)

第11条 研修資金の交付を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、貸与に係る研修を受けている期間においては、知事から求めがあった場合、健康診断書を知事に提出しなければならない。

(貸与の停止)

第12条 被貸与者が貸与に係る研修を中断したときは、その事実の発生した日の属する月の翌月分から貸与に係る研修を再開した日の属する月の分まで研修資金の貸与を停止する。

2 被貸与者が正当な理由なく前条に規定する健康診断書を提出しないときは、貸与を一時停止することがある。

3 前2項の規定により貸与を停止された者が、貸与に係る研修を再開し、又は健康診断書を提出した場合は、研修資金の貸与を再開するものとする。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により貸与を停止するとき及び前項の規定により貸与を再開するときは、その旨を本人に通知するものとする。

5 第1項又は第2項の規定による停止があった場合において、既に当該停止月まで貸与された研修資金があるときは、その資金を当該被貸与者が貸与に係る研修を再開し、又は停止の解除があった日の属する月の翌月以降分として貸与されたものとみなす。

(決定の取消し)

第13条 被貸与者が貸与に係る研修を受けている期間において次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 貸与に係る研修を中止したとき。
- (2) 心身の故障のため貸与に係る研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 第3条第1号の被貸与者については、臨床研修を3年以内に修了しないとき（災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。）。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) この規程に定める義務を怠ったとき。
- (7) その他研修資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により貸与の決定を取り消したときは、その旨を本人に通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

第14条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、研修資金の返還及び利息の支払債務（以下「返還債務」という。）を免除する。

- (1) 次に掲げる被貸与者の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に該当するに至った後、直ちに指定医療機関において分べんを取り扱う産科の業務に従事し、当該従事した期間が、研修資金の貸与を受けた期間（以下この条において「貸与期間」という。）の2倍に相当する期間に達したとき。

ア 第3条第1号の被貸与者（ウに該当する者を除く。） 貸与に係る研修を修了した場合

イ 第3条第2号の被貸与者（エに該当する者を除く。） 貸与に係る研修を修了した場合（同号の被貸与者で同条第1号の被貸与者であるものにあっては、アに係る従事期間が貸与期間の2倍に相当する期間に達した場合又は貸与に係る研修（専門研修に限る。）を修了した場合のうちいずれか遅い場合。）

ウ 第3条第1号の被貸与者のうち長野県医学生修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号）に基づく貸与を受けたもの 長野県医学生修学資金貸与規程第14条第1項第1号に該当した場合

エ 第3条第2号の被貸与者のうち長野県臨床研修医研修資金貸与規程（平成21年長野県告示第155号）に基づく貸与を受けたもの

長野県臨床研修医研修資金貸与規程第14条第1項第1号に該当した場合又は貸与に係る研修を修了した場合のうちいずれか遅い場合

- (2) 前号に規定する従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 知事は、被貸与者が、前項第1号に規定する従事期間中に業務上以外の理由により死亡し、又は業務上以外に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、従事期間を貸与期間の2倍に相当する期間で除して得た数を返還債務の額に乗じて得た額を免除する。
- 3 第1項第1号及び前項に規定する従事期間の計算は、第1項第1号に規定する業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により行うものとし、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。）、停職又は第3条第1号の被貸与者が受ける専門研修（指定医療機関で受けるものを除く。）の期間がある場合は、これらの期間の開始日の属する月から終了日の属する月までの月数を控除するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により研修資金の返還債務の免除を受けようとする者は、長野県産科研修医研修資金返還債務免除申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（返還）

第15条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、知事の指定する期日までに、貸与を受けた研修資金の額に、貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を返還しなければならない。

- (1) 第13条第1項の規定による取消しがあったとき。
- (2) 前条第1項第1号のアからエまでに掲げる被貸与者の区分に応じ、それぞれに定める場合に該当するに至った後、直ちに指定医療機関における分べんを取り扱う産科の業務に従事しなかったとき（第3条第1号の被貸与者が直ちに指定医療機関以外で専門研修を受ける場合又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。）。
- (3) 指定医療機関における分べんを取り扱う産科の業務に従事しなかったとき（第3条第1号の被貸与者が指定医療機関以外で専門研修を受ける場合又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。）。
- (4) 貸与に係る研修を修了した後、死亡したとき（前条第1項第2号に該当する場合を除く。）。

（返還債務の裁量免除）

第16条 知事は、被貸与者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により返還債務を履行することができなくなった場合において、特に必要があると認めたときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することがある。

- 2 第14条第4項の規定は、前項に規定する免除の場合に準用する。

（返還の猶予）

第17条 知事は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由により研修資金を返還することが困難である場合において、特に必要があると認めたときは、その理由が継続する期間に限り、返還債務の履行を猶予することができる。

- 2 前項の規定により研修資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、長野県産科研修医研修資金返還債務履行猶予申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、返還債務の履行を猶予することを決定した者が、第1項に規定する理由に該当しなくなったときは、猶予期間内であっても当該猶予の決定を取り消すものとする。

（延滞利息）

第18条 被貸与者は、正当な理由なく返還債務を履行すべき日までにこれを履行しなかったときは、当該履行すべき日の翌日から履行の日までの日数に応じ、履行すべき額について年14.5パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならない。

（届出）

第19条 被貸与者は、研修資金の返還前に本人又は連帯保証人の氏名、住所、職業その他重要と認められる事項に異動があったときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 被貸与者は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、又は知事が不適当と認めてその変更を求めたときは、直ちに別に連帯保証人を定め、連署のうえ、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに死亡を証明する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 被貸与者は、貸与に係る研修を中止又は中断若しくは再開したときは、直ちに、貸与に係る研修中止（中断・再開）届出書（様式第7号）によりその旨を知事に届け出なければならない。
- 5 第14条第1項第1号のアからエまでに掲げる被貸与者の区分に応じ、それぞれに定める場合に該当するに至った後、被貸与者は、毎年4月1日現在における就業等の状況を同年4月末日までに、就業等の状況届出書（様式第8号）により知事に届け出なければならない。

（補則）

第20条 この規程に定めるもののほか、研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(様式第1号)(第6条関係)

長野県産科研修医研修資金貸与申請書

年 月 日

長野県知事

殿

本 人氏名

印

連帯保証人氏名

印

長野県産科研修医研修資金貸与規程(平成28年長野県告示第412号)の規定に基づく研修資金の貸与を受けたいので、同規程第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

ふりがな 氏名			生年月日	年 月 日
住所	(電話番号)		出身大学	大学 学科 年 月 卒業
研修	病院名		プログラムの名称	
	研修の種類	臨床研修	専門研修 (いずれかに○)	研修期間
申請理由(研修修了後の就業等についての意見を含む。)				

連 帶 保 証 人	氏名		生年月日	年 月 日生
	住所	(電話番号)		本人との 続柄
	職業		年 収	
備考				

(様式第2号)(第6条関係)

推薦書

年月日

長野県知事 殿

研修病院の開設者又は管理者

所在地

氏名

印

下記の者は、本院で研修中であり、身体強健で、人物学業ともに優れ、将来知事が指定する長野県内の医療機関で産科の医師として携わる見込みがありますので、長野県産科研修医研修資金の貸与を受けることを適當と認めます。

記

氏名

住所

研修の種類 (いずれかに○をつける) 臨床研修 • 専門研修

研修プログラムの名称

(様式第3号)(第9条関係)

誓約書

年月日

長野県知事

殿

住所
氏名

印

この度、長野県産科研修医研修資金貸与規程（平成28年長野県告示第412号）の規定に基づく研修医として、研修資金の貸与を受けることになりました。については、同規程及び指示された事項を堅く守り、同規程第14条第1項第1号のアからエまでに掲げる被貸与者の区分に応じ、それぞれに定める場合に該当するに至った後は、直ちに知事が指定した医療機関において産科の業務に従事し、当該従事した期間が、研修資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以上勤務することを誓います。

なお、同規程の規定により研修資金の返還事由を生じたときは、長野県知事の指定する期日までに確実に研修資金及びその利息を返還します。

連帯保証人住所
氏名

印

長野県産科研修医研修資金貸与規程の規定に基づく研修資金の返還その他の義務については、同規程の規定に従い、連帯保証人が連帯してその責めに任じます。

(様式第4号)(第10条関係)

長野県産科研修医研修資金交付請求書

年月日

長野県知事

殿

住 所

氏 名

印

長野県産科研修医研修資金貸与規程(平成28年長野県告示第412号)第10条の規定により、研修資金を下記のとおり交付してください。

記

交付請求額	金	円	年	月分から	年	月分まで
振込先金融機関	金融機関名	支店名				
振込口座	預金種別					
	口座番号					
	フリガナ					
	名義人氏名					

(様式第5号)(第14条関係)

長野県産科研修医研修資金返還債務免除申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

㊞

長野県産科研修医研修資金貸与規程（平成28年長野県告示第412号）第14条の規定により、
研修資金の返還債務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貸与総額 円

貸与期間 年 月から 年 月まで

返還済の金額 円

返還未済の金額 円

免除を希望する金額 円

免除申請の理由

(添付書類)

免除申請の理由を証する書類

(様式第6号)(第17条関係)

長野県産科研修医研修資金返還債務履行猶予申請書

年　月　日

長野県知事

殿

住　所

氏　名

印

長野県産科研修医研修資金貸与規程（平成28年長野県告示第412号）第17条の規定により、研修資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貸与総額　　円

貸与期間　　年　　月から　　年　　月まで

猶予を希望する期間　　年　　月から　　年　　月まで

猶予申請の理由

(添付書類)

猶予申請の理由を証する書類

(様式第7号)(第19条関係)

貸与に係る研修中止(中断・再開)届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名

印

貸与に係る研修を中止(中断・再開)しましたので、長野県産科研修医研修資金貸与規程(平成28年長野県告示第412号)第19条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

貸与に係る研修の種類
(いずれかに○を付ける)

臨床研修

専門研修

研修プログラムの名称

期日又は期間

理由

研修資金受領額 年 月から 年 月まで 円

(添付書類)

貸与に係る研修を再開する場合は、再開を証する書類

(様式第8号)(第19条関係)

就業等の状況届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名 印
(電話番号)

長野県産科研修医研修資金貸与規程（平成28年長野県告示第412号）第19条第5項の規定により、就業等の状況を下記のとおり届け出ます。

記

就業している医療機関の名称等

名 称

所在地

電話番号

採用年月日 年 月 日

従事している診療科

従事状況（常勤、非常勤、研修、休職、停職、療養などの事由）

業務に従事していない場合は、その理由、期間、行先（連絡先）等

医療推進課医師確保対策室

長野県告示第413号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県松本地方事務所並びに松本市役所において縦覧に供します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
中部北陸自然歩道線 道路（歩道）	[路線] 起点 松本市三才山（美鈴湖畔中信高 原線道路（歩道）との交点） 終点 松本市三才山（当該縦覧に供する 図書で示す地点）

自然保護課

長野県告示第414号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課、長野県松本地方事務所及び長野県上小地方事務所並びに松本市役所及び上田市役所、長和町役場において縦覧に供します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
中信高原線道路（歩道）	[路線] 起点 小県郡長和町和田（牛伏山東園 地との交点） 終点 小県郡長和町和田（塩くれ場園 地との交点） [路線] 起点 小県郡長和町和田（塩くれ場園 地との交点） 終点 松本市入山辺（王ヶ頭園地との 交点） [路線] 起点 上田市武石上本入（当該縦覧に 供する図書で示す地点） 終点 松本市三才山（美鈴湖畔）

自然保護課

長野県告示第415号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護

課、長野県松本地方事務所及び長野県上小地方事務所並びに松本市役所及び長和町役場において縦覧に供します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一
決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
塩くれ場園地	[区域] 松本市大字入山辺、小県郡長和町和田

自然保護課

長野県告示第416号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市戸隠祖山字坪山2430の2、2431の1、字向畑2517、2522の1、2522の2、2524の2、字長原2525の1から2525の3まで、2549、2550、2552の1、2552の2、2553、2575の1、2576、2577の1、2578の1、字下峠2668の1、2679の1、字原2681、2704の1、2704の2、2706の1、2707の2、2709の1、2709の2、2713

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第417号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村四徳292の94・292の149・292の187・292の188（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、292の29、292の99、292の138、292の213、292の249、292の252

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第418号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草4254、4255、4260、4262、4264から4267まで、4268の1、4269、4270、4272、4284から4287まで、4288の1、4288の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第419号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町三岳6416の1、6416の2、6417、6460の1、6470の28、6470の117、6470の119、6470の120、6470の122、6470の129

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第420号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡筑北村坂北字菖蒲沢15339の1から15339の3まで、15380から15389まで、15392から15394まで、15396、15398、15399、15400の1、15400のロ、15411、15508、15509、15511、15512のイ、15512のロ、15513、15520、15521、15522のイ、15523、15524、15527から15529まで、15530の1、15530の2、15531から15535まで、15555のロ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字菖蒲沢15339の1・15386から15389まで・15392・15396・15411・15527（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、15339の2、15339の3、15280から15385まで、15393、15394、15398、15399、15400の1、15400のロ、15508、15509、15511、15512のイ、15512のロ、15513、15520、15521、15522のイ、15523、15524、15528、15529、15530の1、15530の2、15531から15533まで、15555のロ

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第421号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

埴科郡坂城町大字上平字島1182の1、1182の2、1183のイ、1183のロ、1183のハ、1183のニ、1184のロ、2607の9から2607の11まで、2607の13、2608、2609

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、抾伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

2 保安林として指定された目的

雪崩の防止

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第424号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 数値修正 地図情報レベル1000

公共測量 数値修正 地図情報レベル2500

公共測量 座標補正

2 作業期間

平成28年7月4日から平成29年3月24日まで

3 作業地域

中野市

建設政策課

長野県告示第425号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

平成28年7月15日から平成29年3月31日まで

3 作業地域

中野市

建設政策課

長野県告示第426号

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（塩尻市基盤地図修正）

2 作業期間

平成28年6月9日から平成28年12月22日まで

3 作業地域

長野県告示第423号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

下水内郡栄村大字堺字長俣18029の178・18029の278（以上2筆国有林）

2 保安林として指定された目的

雪崩の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

塩尻市

建設政策課

長野県告示第427号

茅野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成28年6月25日から平成29年3月24日まで

3 作業地域

茅野市

建設政策課

長野県告示第428号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号）第5条第1項の規定により、土地の区域を次のとおり指定します。

平成28年7月7日

長野県知事 阿部 守一

都市計画区域名	区域の名称	指定する区域
須坂都市計画区域	井上地区	須坂市大字井上の一部、大字幸高の一部、大字九反田の一部、大字中島の一部及び大字福島の一部の区域のうち、別に図面で示す区域

(備考) 図面は省略し、長野県建設部都市・まちづくり課、長野地方事務所及び須坂市役所に備え、縦覧に供します。

都市・まちづくり課

長野県木曽建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年7月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年7月7日

長野県木曽建設事務所長 市岡 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 オコシ宮ノ越停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町日義3499番の1地先から 木曽郡木曽町日義3574番の1地先まで	旧	m 5.4~10.2	km 0.0896
同上	新	m 5.8~14.6	km 0.0896

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年7月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年7月7日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1 路線名 飯島飯田線
- 2 供用を開始する区間
飯田市上郷上黒田4403番地先から
飯田市上郷上黒田3197番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年7月7日

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年7月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年7月7日

長野県木曽建設事務所長 市岡 進

- 1 路線名 オコシ宮ノ越停車場線
- 2 供用を開始する区間
木曽郡木曽町日義3499番の1地先から
木曽郡木曽町日義3574番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年7月7日

道路管理課